

エコマーク不正使用に対する 制度・運用の強化策について

2008年9月

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1

平成20年1月～

用紙(および紙製品)での古紙偽装問題

平成20年2月～

印刷インキの不適正使用問題

再生プラスチック等再生材料を使用した製品(紙製品以外)
の偽装問題

平成20年4月

製紙8社に対して公正取引委員会から
景品表示法違反(優良誤認)として排除命令

エコマーク認定商品(紙、印刷インキ、プラ)においても発覚

- ・意図的なエコマークの不正な使用
- ・認定基準不適合が発覚した原材料の使用に起因した
エコマークの不正な使用

2

エコマークの対応

Step1: 総点検調査と是正指導の実施

運営委21-2-3:「環境偽装問題に係る総点検結果の報告」(平成20年5月20日)

Step2: 問題の再発を防止し、制度の信頼性を確保・向上するための、制度・運用の強化策の策定

1. エコマークの既存委員会(運営委員会、
類型・基準制定委員会、審査委員会)

2. エコマーク運営委員会の下に、特別に設置した、学識経験者で構成する再発防止検討委員会

運営委21-2-2:「エコマーク不正使用に対する制度・運用の強化策について」

3

環境偽装を防止できなかった原因(1)

1. 認定基準策定ならびに認定審査の段階での問題点

1) 企業からの自己宣言型証明書等を信頼し、これに基づいてきた審査体制

2) エコマーク認定基準の厳守についての製造現場での認識不足

- ・本社⇔開発部門⇔工場⇔営業、
原料(資材)調達⇔委託工場⇔営業⇔工場で、
遵守すべき事項の情報伝達ができなかった
- ・製造現場の担当者とのコミュニケーション・指導の不足
- ・関連会社への確認の不徹底

4

環境偽装を防止できなかった原因(2)

2. 認定後契約中の段階での問題点

- 1) 認定後の監視に対するエコマーク事務局側の体制不備
- 2) 製品設計・仕様の変更に係る報告の不徹底による、認定基準からの乖離の発生

5

エコマーク不正使用の再発防止 に向けた基本的考え方

- 1) 予防効果のある措置によって、意図的および非意図的な認定基準不適合の発生の抑止を図る。
- 2) 認定申込者・認定取得者等のエコマーク不正使用には、厳格に対応する。(→抑止力)
- 3) ステークホルダーと連携を深め、社会全体で不正防止できるシステムとする。

6

再発防止措置の概要(1)

1. 「認定基準策定」段階

1) 基準適合を証明する書類は原則として第三者証明書類とする。「原則」の再確認

2. 「申込—審査—認定」段階

- 1) 書類審査の原則は維持
- 2) 認定審査における証明書類と照会確認の強化
- 3) 商品サンプルの提出や現地確認の実施

7

再発防止措置の概要(2)

3. 「契約—契約中の認定基準適合の継続」段階

- 1) 仕様変更起因した認定基準不適合の発生の抑止(定期的な確認)
- 2) 現地確認・商品現物の確認調査の実施(任意抽出)

4. 「不正発覚時」対応

1) 不正なマーク使用者へのペナルティー措置の周知徹底および情報公開

5. ステークホルダーと連携した不正使用再発防止

- 1) 再発防止に係るステークホルダーとのコミュニケーションの強化
- 2) 苦情・相談等窓口の設置
- 3) 不正使用再発防止に向けた商品情報提供の強化

8